

公印省略

8 財 第 9 3 5 号
令和8年7月29日

各財務担当課長 殿

総務部財政課長

職員等の海外出張に係る取扱いについて（通知）

職員等の海外出張にあたっては、平成16年3月31日及び平成20年6月19日付け事務連絡において、派遣決定時に予算に計上されたものと同じ内容のものを除いて合議をお願いしているところですが、今般の海外活動に係る実施基準の策定に合わせて、全ての海外出張について財政課を経由して総務部長の合議をお願いすることとなりましたので、お知らせします。その他の取扱いについては、下記を参考に事務を進めていただくようお願いします。

記

1 合議に記載する共通事項

派遣職員名、派遣先、旅行日程、所要額（積算・見積資料添付（旅費のみではなく委託料等を含む）、予算措置額（予算未計上の場合、流用方針等）、海外出張の理由（実施基準を踏まえた必要性）

2 財政課処理期限の目安

10日程度（ただし、枠的に計上されたもの、執行合議とされたもの、予算未計上のものについては14日程度）

参考〔令和8年7月14日 知事定例記者会見（抜粋）〕

今月の2日に発表させていただきましたが、知事、副知事を団長とした訪問団を組成して、海外活動を行う場合があります。こういった場合の実施基準、海外活動の実施基準を定めました。後ほどお手元に実施基準を改めてお配りしたいと思います。この実施基準という表題のとおり、知事、副知事が団長となる場合を想定したものでありますけれども、しかし、知事、副知事が同行しない海外活動についても、その必要性や効果を十分に見極め、必要最小限の規模、経費とすることは当然です。実施基準を発表したときに私はこの実施基準を厳格に守っていくということをお約束しました。これを担保するために、今後、議会、教育庁、県警察も含め、すべての海外活動につきましては、すべて財政課を経由して総務部長の決裁を受けることとします。このチェックをかけることによって、決定した実施基準を厳格に守って参ります。適切な執行の徹底を図って参ります。

公印省略

8 財 第 9 3 5 号
令和8年7月29日

議会事務局総務課長	}	殿
教育庁財務課長		
県警本部会計課長		
企業局管理課長		

総務部財政課長

職員等の海外出張に係る取扱いについて（通知）

職員等の海外出張について、予算の適切な執行の観点から、今後は、財政課を経由し総務部長に合議いただきますようお願いします。

なお、合議に際しては、今般、経費の節減を図る観点から策定された「知事・副知事を団長とした訪問団による海外活動の実施基準について」を参考に確認させていただきます。その他の取扱いについては、下記を参考に事務を進めていただくようお願いします。

海外出張費用の妥当性などについて、県民の皆様に疑念を持たれないよう、関係所属に周知の上、事務にご協力いただきますようお願いします。

記

1 対象となる海外出張

県予算により執行される全ての海外出張（※）

※修学旅行（教育庁）、捜査に関わるもの（県警本部）は除く

2 合議に記載する共通事項

派遣職員名、派遣先、旅行日程、所要額（積算・見積資料添付（旅費のみではなく委託料等を含む））、予算措置額（予算未計上の場合、流用方針等）、海外出張の理由（必要性）

3 財政課処理期限の目安

10日程度（ただし、枠的に予算計上されたもの、予算計上時に執行合議とされたもの、予算未計上のものについては14日程度）